

## 「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する関係住民の意見聴取

平成 23 年 11 月 8 日（火）14:40～15:40

さいたま新都心合同庁舎検査棟

発言者：さいたま 28

東京都三鷹市に在住します●●といます。よろしくお願ひします。まず、最初にこの公聴会のあり方についていっぺんお話をしたうえで本題に入りたいと思います。そもそも事業主体である国交省と意見交換をできない、内容を深めることもできない、一般者に聴きおくだけの公聴会の形が問題であると思っています。昨日、この会場で公聴会が出された意見をどのように整理して検証に活かしているのかという傍聴者からの質問に対して、パブリックコメントのように公表した段階でそれなりの回答するのかどうかですね。それに対して関東地整の河川計画課長はホームページに記載する、それ以上の質問には答えられないとそういう回答しかしませんでした。単に公聴会後の作業工程を質問しただけに過ぎないのかかわらず、この公聴会の責任者である河川計画課長が答えられないとは一体どういうことなのか、また、パブリックコメントでは、でてきている意見に対するコメントをそれなりにつけることが、何故できない。遠方から会場に足を運び、名前と顔もあきらかにして、真剣に責任をもった発言をしてきたこれまでの発言者の方々達に対しても、質問の内容に対してパブリックコメントでどうやって答えていくのか当然のことだろうと思います。これが何故できないのかそのことについて課長がなぜ回答が出来ないのか大きな疑問です。今日は、課長が見えてないですね。残念ながら課長が見えていたらもう一回、伺おうと思ったのに。この質問の内容というのは別にハッ場ダムそのものについての回答を求めたのでもないのに、河川計画課長の立場になれば、当然、ハッ場ダムそのものの詳細についても知り尽くしたことに、その内容についてもやりとりをするのも当然できる立場の方に、そこは聴かずそれ以外の検証の進め方についての質問をしただけなのに、そういう対応するという事は非常に大きな疑問が今でも思っています。それから、今日の公聴会についてですが、10月20日に記者発表、意見発表の締め切りが10月29日ほとんど住民には知ることができない急で短いスケジュールとなっています。記者発表してもそれをマスコミが報道するとは限りません。国土交通省としては、他にどのような手段で住民への告知努力を行ったのか、その点については是非明らかにしてもらいたい。仮に告知を住民が知ったとしても、その後11月6日からすぐに始まる、そういう開催の予定ではあの膨大な資料に目を通して十分な準備をする時間が絶対ありません。また、一都五県の住民を対象にしているにも関わらず、会場は全ての一都五県に補償されていません。私も遠方から来ています。そして、その結果ですねどういうことになっているかと言えば、全ての会場で発言者は少ない。発表者が来ない、傍聴者は少ない、そういう状態が起きている。その問題については、今後このことについては大きく課題になるんではないかと思っています。さらに、私の意見発表の申し込みについては、締め切りの前日に電子メールでお送りしました。しかし、私が11月4日の夕方に電話で問い合わせをするまで、全く放置されていました。あやうく、意見発表の機会を失うというところでした。こうしたことに見られるには、本当に住民の発言の機会を補償し、この声を尊重してこの検証を進めようとする姿勢が全く感じられないということです。アライビ的に住民の声を聴きおくだけの公聴会として終わらせる姿勢の証明であると。十分な告知と準備期間を保証し、国交省の質問にきちんと答えられる責任者が出て、問題点を明確にするような形で住民が意見発表できる新しい公聴会の開催こそがこういう問題の解決のためには是非必要だと思います。

本題に入ります。八ッ場ダム事業に関して、八ッ場ダム事業のみならず、今各地でダムの検証が行われています。一部には中止になったダムもあります。しかし、それはもともと計画の重要度が低いもの、多くは国や都道府県が検証主体であるために、事業推進の結論がそのまま出されつつあります。本来はダムが与える地域住民や河川環境への影響の大きさから出来るだけ住民に依存しないという視点から科学的に八ッ場ダムの是非を検証しなければならないのかかわらず、現状は国土交通省と事業を推進してきた一都五県の手で単に八ッ場ダム建設を再度追認するというための検証になりつつあります。一都五県はあり得ない水需要予測をもとに、本来は不要な水量を八ッ場ダムに求めています。今回の検証では、利水予定者の水需要計画をそのまま容認し、その要求水量を前提にそれを確保する代替案の比較しか行われていません。1997年河川法の改正が行われています。その5月に出された国交省の河川法の一部を改正する法律についてという文章があります。その中でこう書かれています。「2 改正法の概要として第1条目的に『河川環境の整備と保全』を加え、地域の意向を反映した河川整備計画を導入 1 河川のもつ多様な自然環境や水辺空間に対する国民の要請の高まりにこたえるため、河川管理の目的として治水利水に加え河川環境（水質、景観、生態系）等の整備と保全を位置付けます。」つまり、治水利水と河川環境の保全は同等の位置を持ったこのような河川法改正の考え方とすれば水質、景観、生態系等河川環境への悪影響を与える治水、利水、特に利水事業については、仮に利水者の要望があってもその根拠について厳しく精査し、間違っても過大な水需要予測に基づく、無用なダム事業等の利水事業の河川環境の破壊することは許されないのです。しかし、八ッ場ダム事業に見られる実態は、水需要の実績とは乖離した予測を容認するものでしかありません。中でも東京都でとれば東京都は1日最大配水量実績は1992年からほぼ減少してきているにも関わらず、この予想では大きく増加していくことになっています。東京都の給水人口の2013年は現状よりも給水人口が減少し、2003年程度になるとしています。それにも関わらず、東京都の水需給では、1日最大給水量で平成21年よりも2割、100万m<sup>3</sup>も多い600万m<sup>3</sup>の水が必要であると結論づけてあります。人口減少が確実に予想され、家庭も企業も節水に取り組んでいるこの中で、このような大きな水需要の増加があるわけがありません。仮にその日量600万m<sup>3</sup>を前提に考えたとしても東京都は、現在623万m<sup>3</sup>も保有水源に加え、45万m<sup>3</sup>の地下水源合計688万m<sup>3</sup>も水源を保有して十分な水源量を確保しています。しかし、東京都は、多摩地域の地下水1日45万m<sup>3</sup>を水道水源としてカウントしていません。実際、私は、多摩地区に住んでいますが、地下水源が非常に重要な役割を果たしています。3月11日の原発事故後の水道水の放射線汚染の時に地下水は安心して水を使うことが出来ました。私は、35年間三鷹に住んでおりますけど、三鷹市では水道の60%が地下水源であります。その地下水源が不安定になったことがありません。安定して私たちの日常生活を支えている地下水源がいまだ不安定水源として位置づけられています。八ッ場ダムと引き替えに消滅することについては、絶対無いようにしたいと思います。こうした中で、利水の代替案との比較はさらにおかしくとんでもないものとされます。必要とされる八ッ場ダムの開発水量の毎秒22,209m<sup>3</sup>という本来必要のない水量の確保を前提として実現性のある代替案が出てくるはずが無いわけです。結局その中では、富士川からの導水を始めとする4つの驚くほど非現実的な利水代替案との比較で、八ッ場ダムが最適だとされています。まともな水重要の検証を行っていれば、このようなありえない比較だと全く不要なものになります。次に治水ですが、今回の検証で関東地方整備局は、河川整備計画相当の目標流量の時の八斗島で17,000m<sup>3</sup>/sとしました。しかし、この値は、洪水流量の実績と比べて著しく過大です。利根川の最近60年の最大流量は98年の9,220m<sup>3</sup>/sです。17,000m<sup>3</sup>/sはその1.8倍にもなります。利根川水系の河川整備計画の策定作業が開始された2006年～2008年の段階に関東地方整備局の設定した目標流量は、毎秒15,000m<sup>3</sup>に過ぎません。今回は、それを2,000m<sup>3</sup>

／sを引き上げています。このようにして治水に関しては数字の操作によって、治水代替案の費用を大きく膨らましています。河道掘削が1,700億円とされるなど、八ッ場ダム事業よりも遙かに高額なものとして提示され、八ッ場ダムは断トツの最適案として、八ッ場ダムが出来ても下流の洪水対策が、役に立たないことは多くの研究者によって既に明らかにされています。今必要なのは、現存する堤防の水回り対策等の堤体の強化や人命を守るソフト面からの防災対策です。そのためにこそ、限られた予算は投入されるべきです。去る11月1日、京都大学名誉教授今本先生や、長年利根川の治水について研究をされてきた新潟大学の熊名誉教授らの研究者79名の今回の検証の問題点を指摘しやり直しを求める声明を国交大臣宛に出しています。その声明では、現実と乖離したデータを用いての検証では科学的とは言えるはずがないと指摘しています。第三者機関を設置し、従来の河川行政に批判的な専門家も加え、公開の場で検証することを求めています。こうした専門家の指摘とまったく違います。これまで長野原町の地元のみなさん達はかつて強固な反対運動を展開したことがあります。しかし、国交省の長年にわたる切り崩しのなかで、地域の絆は切り離され計画は強行され、やむを得ず住民はふるさとを捨て、生まれ育った家を解体して去っていたと聞いています。しかし、今でも生まれ育った家や土地に愛着を持ってできることならそこに住み続けたいと思っている方が、その思いを今回の長野原町で行われた公聴会の中で発言されたというふうに聞いております。この意味は非常に大きな重みがあります。私たちは3月11日以来、人々の土地に根付いた絆の大事さを痛感してきました。私は国交省により東京都民のためと称する名目で、ふるさとを追われた、絆を引き裂かれた人たちのたくさんいることは忘れてはならないと思います。そしてそうした事態を作ってきた国土交通省、そして八ッ場ダムを推進する一都五県の責任は非常に重大なものがあると思っています。震災復興のための増税や復興財の発行が決まるなど、八ッ場ダム或いは全国の無駄のダムのような公共事業は、直ちに中止にして震災復興事業にまずは本来の国土交通省の役割をやってほしい。直ちに八ッ場ダム計画についてダムに頼らない治水、利水を考える専門家を中心とした第三者の検証機関を設置し、完全な公開のもと、正しく検証をしておし、計画中止、より有効な治水政策の転換、地元関係住民への生活再建に取り組むべきだと思っています。以上です。

以 上